

広島県告示第六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十年八月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市吉川工業団地五六五一の七・五六七六の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五六五一の五、五六五一の六、五六六三の五、五六七三の二、五六八四の四、五七八三の五九、八本松町吉川五六六三の六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）